



森信 茂樹 [経歴はこちら>>](#)
中央大学法科大学院教授

消費税議論に欠かせない「逆進性対策」

参議院選挙が始まった。民主党と自民党という2大政党が消費税引き上げを主張する珍しい選挙であるが、国民から見れば、消費税引き上げの是非が争点であることは間違いない。

1997年の消費税率引き上げ時に私は、大蔵省主税局で担当課長をしていた。97年3月31日の11時59分に近所のコンビニで買い物をして、4月1日の0時に消費税率5%と書かれたレシートを手に入れ、今も記念に保存している。

○必要な調整

さて、これまで消費税増税は、所得税減税とセットで、直間比率見直しという形で行われてきた。しかし今回は、ネット増税である。いや、所得税や相続税も増税しようというのが税制調査会の意向である。

私も、大局的にはこの方向に進まざるを得ないと考えているが、問題は経済への影響である。法人税減税をうまく組み合わせ、所得税は配偶者控除や給与所得控除などを手直しし、「所得控除から税額控除へ、さらには給付付き税額控除へ」という平成22年度税制改正大綱のラインに沿ってファインチューニングを行うことが必要だろう。

世論調査によると、国民の半数程度が消費税率の引き上げを支持しているようだが、いざ引き上げるとなるとは簡単ではない。5%への引き上げですら、宮沢内閣で検討が始まり、細川内閣で国民福祉税騒動があり、羽田内閣を経て村山内閣で法律を通し、橋本内閣の下で実施に移された。5内閣で4年間かかっているのだ。

消費税引き上げに関する論点は山のようにあるが、今回は「逆進性対策」について考えてみたい。

消費課税率を引き上げると、所得が多い家計ほど、消費に回す割合が低下するので、所得に対する消費税の負担割合は低くなり、逆に所得の少ない家計ほど消費税の負担割合は高くなる。これを、税の「累進性」と対比させて、「逆進性」という。税制の最も重要な原則である、所得の多い人からは多く負担するという公平の観点から問題視される。

菅総理は演説で、「消費税の逆進性対策は、軽減税率か、税の還付・給付で行う」と明言している。消費税率が15%以上の欧州では、基礎的食料品などに軽減税率が導入されているが、これについては次のような問題がある。

○軽減税率の問題点

第1に、なにを軽減税率の対象とするか、その範囲を設定することが難しいことである。食料品といってもぜいたく品から基礎的な食料品まで幅広く、消費者の嗜好が多様化している中で、合理的・具体的な線引きは難しい。

例えばドイツでは、マクドナルドでハンバーガーを買う場合、テイクアウトにすると食料品となり軽減税率が適用されるが、その場で食べると飲食サービスとなり標準税率が適用される。英国ではその混乱を防ぐ観点から、温度（ホットかどうか）で区別することに変更したが、争いは絶えない。また、軽減税率の適用される子供服が、子供の数に較べて大量に製造・販売されていることが話題になっている。

もりのぶ・しげき 1950年広島県生まれ。73年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。英国駐在大蔵省参事（国際金融情報センターロンドン所長）、主税局調査課長、税制第二課長、主税局総務課長などを経て、99年大阪大学法学研究科教授。2003年東京税関長、05年財務総合政策研究所長、06年中央大学法科大学院教授、07年ジャパン・タックス・インスティテュート(japantax.jp)所長、東京財団上席研究員。

この間、東京大学法学部客員教授、コロンビア・ロースクール客員研究員を歴任した。

主な著書に『抜本的税制改革と消費税』（大蔵財務協会）、『日本が生まれ変わる税制改革』（中公新書ラクレ）、『わが国所得税課税ベースの研究』（日本租税研究協会）、『日本の税制』など。

カナダの税制では、ドーナツ等の菓子について、販売個数により、5個以下の場合には飲食サービスとして標準税率、6個以上は食料品としてゼロ税率というように外形的に決めている。その場で見知らぬ者が集まって、「ドーナツ購入クラブ」を結成し共同購入すれば食料品となり、安く購入できるという事態が生じ、国民の笑い話の種になっている。

第2に、軽減税率に伴う事業者、消費者双方の事務負担の増加である。この問題は、単に流通機構の問題だけではない。食料を生産する農家は、売り上げである食料は軽減税率である一方、仕入れ（食料生産をするための、石油、ガス、農機具、輸送機器等）は標準税率なので、税率いかんにより大量の還付が生じる。そのための納税者の記帳事務コスト、それを調べる税務当局のコストが増加するうえ、事業者の事務負担増加コストは価格におりこまれ、消費者に転嫁される。

第3に、軽減税率は、低所得者対策の効果が少ないということである。食料品の税率を低くしても、高所得者の方がより多くの食料支出を行うので、絶対額では高所得者の方が恩恵を受ける。

最後に、軽減税率の減収分を補うために、標準税率の引き上げ幅を大きくしなければならないという問題がある。食料支出の割合を30%とすると、8%の単一税率の税収と、標準税率10%軽減税率5%との税収がほぼ見合うので、10%と5%という税率構造は、消費税率8%とほぼ同じことになる。

そこで、カナダ、シンガポール等比較的新しく消費税を導入したり引き上げた国では、逆進性対策として、低所得者の基礎的消費支出にかかる消費税部分を所得税で還付・給付する方法（給付付き税額控除）をとっている。たとえば所得300万円以下の家庭に、一人当たり2万円を還付・給付するという方法である。

政府も、平成22年度税制改正大綱では、「逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、給付付き税額控除の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。」と記している。

このような低所得者対策を行った上で消費税率の引き上げが本格的に議論されることになる。5%の引き上げがターゲットとなっているが、増収分でどのような社会保障（年金・高齢者医療・介護等）が具体的に充実するのか、そこ（「強い福祉」の中身）が今後最大の焦点となろう。